

令和4年第2回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和4年6月3日（金曜日） 午前10時開議

出席議員（10名）

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 小川 克也 | 3番 石川 敏 | 4番 小川ひろみ |
| 5番 赤間しづ江 | 6番 佐々木春樹 | 7番 文屋 裕男 |
| 8番 高橋 浩之 | 9番 遠藤 昌一 | 11番 佐藤 貢 |
| 12番 細川 運一 | | |

欠席議員（2名）

| | |
|----------|-----------|
| 2番 佐野 英俊 | 10番 佐々木金彌 |
|----------|-----------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-------|-------------------|-------|
| 村 長 | 萩原 達雄 | 副 村 長 | 早坂 勝伸 |
| 教 育 長 | 齋藤 浩 | 監 査 委 員 | 和泉 文雄 |
| 総 務 課 長 | 佐野 克彦 | 企 画 財 政 課 長 | 残間 文広 |
| 住 民 生 活 課 長 | 早坂紀美江 | 税 務 課 長 | 堀籠 淳 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 金刺 隆司 | 産 業 振 興 課 長 | 渡邊 愛 |
| 都 市 建 設 課 長 | 後藤 広之 | 教 育 次 長 兼 指 導 主 事 | 岩渕 克洋 |
| 学 校 教 育 課 長 | 森田祐美子 | 社 会 教 育 課 長 | 大沼 善昭 |
| 会 計 管 理 者 | 堀籠満智男 | 子 育 て 支 援 室 長 | 小川 純子 |

事務局出席職員氏名

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 堀籠緋沙子 | 書記 | 残間 頼 |
|------|-------|----|------|

議事日程（第3号）

令和4年6月3日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 2号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 3 同意第 3号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 4号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について)
- 第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について)
- 第10 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について)
- 第11 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について)
- 第12 議案第31号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第32号 大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第33号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第15 議案第34号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第16 議案第35号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第17 議案第36号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第18 報告第 1号 令和3年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第19 委員会の閉会中の継続調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）と同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

佐野英俊議員、佐々木金彌議員、届出欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和4年第2回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番赤間しづ江さん、6番佐々木春樹君を指名いたします。

日程第2 同意第2号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第3 同意第3号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 同意第4号 大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（細川運一君） 日程第2、同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第3、同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第4、同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

ここで、お諮りをいたします。日程第2、同意第2号から、日程第4、同意第4号までの3件については、会議規則37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、同意第2号から、日程第4、同意第4号までの3件を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（残間 頼君） 同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本村固定資産評価審査委員会委員に下記のものを選任したい。

よって、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住 所 大衡村大森字下薬師19番地

氏 名 岡本勝成

生年月日 昭和26年2月27日

同意第3号

住 所 大衡村大衡字尾西82番地

氏 名 佐々木修

生年月日 昭和29年11月9日

同意第4号

住 所 大衡村大衡字河原57番地22

氏 名 松木浩一

生年月日 昭和29年10月26日

令和4年6月1日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、村長に提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、同意第2号並びに第3号、第4号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括してご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員が6月30日で任期満了となりますので、地方税法の規定に基づき、大森地区の岡本勝成氏、松原地区の佐々木修氏、衡上地区の松木浩一氏の3氏の選任について、同意を求めるものでございます。

岡本氏は今日まで3期7年間、佐々木氏は2期6年間、松木氏は1期3年間の委員歴があり、3氏ともに経験豊富な方で識見も高く、そして、何よりも地域からの信望も厚い方々で、固定資産評価審査委員会委員の最適任者として選任をいたしたく存じますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、議案ごとに起立によって行います。

同意第2号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

岡本勝成君の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（細川運一君） 起立多数、全員であります。

したがって、岡本勝成君の選任について同意することに決定をいたしました。

同意第3号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

佐々木修君の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（細川運一君） 起立多数、全員であります。

したがって、佐々木修君の選任について同意することに決定をいたしました。

同意第4号、大衡村固定資産評価審査委員会委員の選任について採決をいたします。

松木浩一君の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（細川運一君） 起立多数、全員であります。

したがって、松木浩一君の選任について同意することに決定をいたしました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） おはようございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例及び大衡村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分日は令和4年3月31日です。

主な改正点といたしましては、個人村民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しと、固定資産税、土地に係る商業地等の負担調整措置等に係る減額措置が主な内容となります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

第1条による改正です。第18条の4、第1項、納税証明書の交付手数料につきましては、地方税法第382条の4の規定による、DV被害者等に係る住所に代わる事項の規制をするものの交付を含める内容を追加し、法令上の明確化をしたものです。

第33条第4項と、次の2ページの第6項の所得割の課税標準につきましては、総合課税及び分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用とするものです。

次の3ページをお願いします。

第34条の9、配当割または株式等譲渡所得割の控除につきましても、総合課税、分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載により行うものとしたものです。

4ページをお願いいたします。

第36条の2、村民税の申告につきましては、公的年金等受給者の住民税申告に係る事項の整理、次の第2項では、地方税法施行規則の改正による項ずれの反映をしたものです。

第36条の3、第2項と次の6ページの第3項は、地方税法の改正による文言の改めと字句修正をしたものです。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきましては、記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名の記載を追加したものです。

次の7ページになります。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、見出しのほか、記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について提出義務を追加し、先ほどの給与所得者と同様、記載事項に配偶者の氏名を記載することを追加したものです。

次の8ページをお願いいたします。

第48条、法人の村民税の申告納付につきましては、地方税法改正による項ずれの反映と字句の修正をしたものです。

9ページをお願いいたします。

第53条の7、特別徴収税額の納入の義務等につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う様式の追加をしたものでございます。

続きまして、附則の改正となります。

第7条の3の2、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、適用年度と居住年を延長したものでございます。

次の10ページから12ページまでですが、第10条の2といたしまして、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例等で定める割合につきましては、12ページの第25項といたしまして、現在、本村に該当地区はございませんが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額の特例措置の創設による項の追加のほか、項ずれを反映したものでございます。

第10条の3、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用関係でございますが、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充のほか、字句を修正したものです。

14ページをお願いいたします。

第12条につきましては、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例につきましては、景気対策に万全を期するという事で、令和4年度に限りの措置といたしまして、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、本則の5%から2.5%に半減とするものです。これの減収分につきましては、普通交付税において算定されることとなっております。

15ページをお願いいたします。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る個人村民税の課税の特例につきましては、課税方式を所得税と一致させるもので、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用とするものです。

次の16ページをお願いします。

第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人村民税の課税の特例につきましては、地方税法の改正により、引用条項の削除による規定の整備をしたものでございます。

第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人村民税の課税の特例でございますが、こちらも、申告の方式の選択に係る規定の整備をしたものです。

次の17ページをお願いいたします。

第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人村民税の課税の特例につきましても、先ほどと同様に、申告の方式の選択に係る規定の整備をしたものです。

19ページをお願いいたします。

附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、先ほどの附則第7条の3の2の改正に伴い、条文を削除したものです。

続きまして、第2条による改正です。20ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、令和3年改正条例の第36条の3の3、個人村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、扶養親族申告書の改正に伴い改めたものでございます。

次の21ページの附則第2条です。

個人村民税に係る経過措置につきましては、規定の整備をしたものでございます。

それでは、議案書の10ページに戻っていただきまして、附則についてです。

第1条は施行期日です。この条例は、原則令和4年4月1日から施行するものでありますが、それ以外の第1号の改正につきましては、令和5年1月1日から施行するものです。第2号の改正につきましては、令和6年1月1日から施行するものです。第3号の改正につきましては、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の施行とするものです。

次の第2条から11ページの第4条までは、経過措置について規定しております。

以上、ご説明、ご報告を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それでは、議案書12ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分日は令和4年3月31日です。

改正内容といたしましては、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、国の基準に合わせまして、令和4年度以後の年度分の課税限度額の引上げをしたものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、22ページをお願いいたします。

課税額の第2条第2項及び第3項のただし書中と、次の23ページの国民健康保険税の減額、第23条の改正となります。

基礎課税額、保険給付分につきましては、63万円から65万円に2万円の引上げ、後期高齢者支援金等課税額は19万円から20万円に1万円引き上げたもので、据え置かれた介護納付金課税額の17万円を合わせました課税限度額の合計額は、99万円から102万円に3万円の引上げをしたものでございます。

附則、第3項の改正につきましては、文言の整理をしたものでございます。

それでは、議案書の14ページに戻っていただきまして、附則についてです。

施行期日は、令和4年1月1日から施行したものでございます。

次に、経過措置ですが、改正後の条例は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までは、なお従前の例によるものとしたものです。

以上、ご説明、ご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今回の改正で引上げになっているということですがけれども、該当者、どのぐらいの割合になっておるのか、また、税金等どのぐらい増えるというか、どういふ影響が考えられるのか、お伺いします。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 課税限度額の関係でございますが、令和4年度の本算定につきましては、7月に行うわけでございますが、令和3年度3月の国民健康保険税の超過分につきましては、対象世帯といたしましては2世帯、超える分については約25万円ほどとなっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 2世帯だから、そんなに影響はないんでしょうけれども、健康保険そのものの状況というんですかね、その辺はどんな感じになっていくんでしょうか。厳しい状況は分かるんですけども。その辺ちょっと聞き方も悪いんですけども、シミュレーションなどしていれば、お聞かせください。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 平成30年度から、県のほうで統一した形で運営しておりまして、現在第2期の計画期間内ということで、令和5年度までということございまして、今後、県の標準税率等の設定、そういったものも現在、市町村において各市町村の実務担当者間でそれぞれ部会を設けて、いろいろシミュレーション等を行っておりまして、現在、その辺の状況を注視しながら、その後の改正につきまして十分な検討を行って対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、承認第5号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,828万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,241万7,000円としたものでございます。

第2条は繰越明許費に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

なお、専決処分日は令和4年3月30日付でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

追加が3件ございまして、1件目がマイナンバーカード所有者の転入・転出手続ワンストップ化に伴うシステム改修業務で、66万円を減額したものです。

2件目が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業20万円でございます。

3件目は、北四番町大衡線街路事業、県に対する負担金で1,080万円でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1款1項1目法人村民税です。500万円の増。

3項軽自動車税1目環境性能割23万1,000円の減。こちらにつきましては、収入見込みによる補正でございます。

4項1目たばこ税78万5,000円。こちらにつきましては、申告納付額確定による補正

でございます。

2款1項1目地方揮発油譲与税から、11ページの11款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金までにつきましては、額の確定による補正でございます。

12ページお願いします。

12款1項1目地方交付税1億6,381万7,000円の増。こちらにつきましては、特別交付税に伴う補正でございます。

13款1項1目交通安全対策特別交付金20万8,000円。

15款1項4目教育使用料1万2,000円の減。

16款1項2目衛生費国庫負担金30万円。こちらにつきましては、コロナ感染症予防事業負担金でございます。

次の13ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金24万4,000円の減。

2目民生費国庫補助金1,192万3,000円の減。こちらにつきましては、2節から9節までの3事業に対する補助金の減額でございます。

3目衛生費国庫補助金169万円の減。

4目土木費国庫補助金1,360万4,000円の増。こちらにつきましては、除雪費に係る補助金でございます。

6目教育費国庫補助金15万3,000円の増。

17款1項1目民生費県負担金40万6,000円の減。

次のページの、2項1目総務費県補助金1,000円の減。

2目民生費県補助金163万1,000円の減につきましては、1節から2節まで説明記載の補助金でございます。

4目農林水産業費県補助金2万5,000円の減。

5目教育費県補助金29万4,000円の減。説明記載の補助金でございます。

6目振興総合補助金1万円の減。説明記載の実績なしによる減額でございます。

3項1目総務費県委託金6万8,000円の増。

4目民生費県委託金4万9,000円。

18款2項1目不動産売払収入2,185万8,000円の減。こちらにつきましては、村有地であります旧テニスコート分と、海老沢地区開発に伴う村有地の払下げ予算を計上してお

りましたが、分筆作業等の遅れにより令和3年度の受入れが困難となったことによりまして、今回減額いたしまして、令和4年度分で受け入れるということに伴う措置でございます。

次のページをお願いいたします。15ページです。

19款1項2目指定寄附金311万4,000円の増。こちらにつきましては、1節ふるさと寄附金と2節指定寄附金分でございます。指定寄附金分につきましては、村内企業1社分でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金3億2,100万円の減。こちらにつきましては、財源調整がついたため、基金へ戻入れを行うものでございます。

3目地域振興整備基金繰入金2,000円の増。

8目明神揚水機施設維持管理基金繰入金2万3,000円の減。

9目赤水処理施設維持管理基金繰入金30万5,000円の増。

12目企業立地促進基金繰入金2,000万円の減。こちらにつきましては、財源調整がついたため、繰入れしなかったものでございます。

13目森林環境整備基金繰入金79万2,000円の減。事業費確定によるものです。

15目土地開発基金繰入金26万円の減。

16目ふるさと創生基金繰入金1,000円の増。

17目大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金159万6,000円の減。こちらにつきましては、米価下落対策事業といたしまして地方創生臨時交付金で充当したためによる減額でございます。

22款4項1目雑入1万1,000円の増。説明記載分でございます。

次の17ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項1目970万7,000円の減。主なものは人件費でございます。

3目財政管理費65万円の減。

5目財産管理費173万円の減。こちらの主なものにつきましては、12節委託料137万2,000円の減、除雪経費の減額でございます。

6目企画費289万8,000円の減。主なものにつきましては、12節委託料の万葉バスに係ります委託料の減額でございます。

8目財政調整基金費9,966万7,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の3基金

の積立金による補正でございます。

10目諸費44万円の減。

3項1目戸籍住民基本台帳費72万2,000円の減。

4項3目宮城県知事選挙費と、次のページになります4目衆議院議員選挙費につきましては、財源の入替えでございます。

3款1項1目社会福祉総務費1,403万2,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の4事業の事業費完了見込みによる補正でございます。

次のページの4目障害者福祉費から2項3目母子福祉費までにつきましては、財源の入替えでございます。

5目児童保育費491万7,000円の減。説明記載の子ども・子育て支援事業に係る運営委託料の減額でございます。

4款1項1目保健衛生総務費3万円の減。

3目予防費137万9,000円の減。

次のページお願いいたします。21ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費3万8,000円の減。

2項1目林業振興費につきましては、財源の入替えでございます。

6款1項1目商工総務費につきましても、財源入替えでございます。

7款1項1目土木総務費1,000円の増、次のページの2項1目道路維持費104万8,000円の減。これにつきましては、説明記載の需用費と工事請負費の減額でございます。

2目道路新設改良費110万6,000円の減。こちらにつきましても、説明記載の2事業分でございます。

4項2目公園費288万7,000円の減。こちらにつきましても、説明記載の2事業分に係ります減額補正でございます。

3目下水道費9万3,000円の減。下水道事業会計への繰出金でございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費65万円の減。

2目定住促進住宅管理費108万円の減。

8款1項4目災害対策費。こちらにつきましては、国庫支出金といたしまして地方創生臨時交付金を充当したことによります財源入替えでございます。

9款1項2目事務局費1万2,000円。

次のページの、2項小学校費1目学校管理費につきましても、財源の入替えでございます。

2目教育振興費71万1,000円の減。

3項1目学校管理費72万8,000円の減。

2目教育振興費75万8,000円の減。

4項1目社会教育総務費85万円の減。

次のページお願いいたします。

2目公民館費49万1,000円の減。

5目万葉研修センター管理費36万円の減。

6目美術館管理費93万8,000円の減。

5項2目体育施設管理費67万円の減。

次のページの26ページ。

3目学校給食センター管理費268万8,000円の減。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費30万5,000円の増。こちらの主なものにつきましても、10節需用費のうち光熱水費、いわゆる電気料でございます。

3目明神揚水機維持管理費は財源入替えでございます。

11款1項1目元金10万7,000円の減。

2目利子222万1,000円の減。

次のページお願いします。27ページ。

13款1項1目予備費499万6,000円の増につきましては、予備費、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 3月30日付の専決予算処分ですけれども、合計で1億4,800万円以上の歳入歳出の金額で大分多いように感じるんですけれども、通常このぐらいの、こんなに大きな金額の3月補正後の専決処分ということ、今まであったのかどうか、ちょっと記憶はないんですけれども、歳入でも地方交付税、それから、各種の国からの交付金確定ということで増額になっていきますけれども、地方交付税は3月でも増額補正して、さらに今回特別交付税ということで、またさらに1億6,000万円を超える増額ということですか。

けれども、今回の補正、特に歳入のほうでこのような大きな金額になったというのは、どういった理由から、今の3月の、本当に後半の時期になったものか。3月補正予算の時期までには間に合わなかったからこういう状況だと思うんですけども、その辺の理由について1点伺います。

それから、事業確定による各歳出なんですけど、コロナ対策、経済対策にいろんな各世帯への給付金、追加で補正であったんですけど、今回、額が確定で減額の補正になったんですけど、実際の実績額としては何世帯の方に何万円の金額が、歳入歳出合わせて、実際の実績額としてはどのような金額、数字になったものか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 1点目の今回の専決処分、言われるとおり例年より金額も多いのじゃないかというご質問でございます。こちらにつきましては、3月の補正時点では、要求の締切り1月末で締め切っております。ですので、その後の状況、あるいはその要求のためには、12月末時点で、各課で実績と今後の支出見込み等による積算を行っておりまして、その後3月末を見越しての今回補正となったものでございまして、例年であれば、特別交付税等の補正が主なものでありましたけれども、今年度に限ってはありませんが、最近コロナ関係の国の補助金やら、そういったもろもろの関連事業の、年度末までちょっと見越せないということもありまして、今回、歳入も含めましてこういった補正となったものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 令和3年度につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、それから、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金、2件につきましては、前述の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、支給決定児童数が56名、支給額につきましては280万円でございます。後述の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、児童1人当たり10万円になりますが、支給決定児童が1,071名、金額といたしましては1億710万円でございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 健康福祉課分といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございまして、こちらに対しての給付状況でございます。非課税世帯は370世帯、あと家計急変世帯1世帯を支給決定しておりまして、金額にしまして3,710万円となっております。あと、村のほうでしているものとしましては、非課税世

帯への灯油の購入費補助ということで、1世帯6,000円ということで272世帯へ補助を出しております。

以上でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 専決の金額については、交付税以外、コロナ対策関係のいろんな事業関係が年度末にもって大体確定ということで、理解するわけです。

今回の3月専決後の予算総額、補正後の専決後で最終的に令和3年度分予算額確定なんですけれども、村の5月の広報誌で予算執行状況、村のほうで出ています。議会の広報では、令和3年度の補正予算後の金額で同じ時期に議会広報で出しています。金額が合っていませんでした、予算額が。議会広報と村の広報、何で違うんだろうなと思ったんですが、多分専決分があったんだろうなということなんですけれども、同じ時期にその広報出ているわけですので、気づく人は気づいたのかなと思いますけれども、大分額が違ったんですね、各会計。ほとんどの会計が多分違っています。専決処分予算あった会計は。ですので、やっぱりその辺は何ていうんでしょうね、発行時期が同じですから、広報誌いずれも。ですので、やっぱり数字的には、当然我々議会側の広報にもその辺は連絡いただいて、やっぱり合った数字で出さないと。住民の方から見れば何だろうということになると思うんですよね。ですので、やっぱりそういった部分まで、ぜひ配慮する必要があると思うんですけれども、どうでしょうかね。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご指摘いただいた広報誌関係につきましては、執行状況等につきましては、おっしゃるとおり専決処分も含めた形で3月末時点ということで、掲載させていただきました。おっしゃるとおり議会広報もありますので、その辺の配慮、私のほうで足らなかったというふうに反省しておりますので、今後注意してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 石川委員の質疑にも関係するんですけれども、令和3年度の7会計の補正予算、3月3日に議決されていますよね、補正予算。特別交付税が入って、こういう組替えになったということなんです、確認です。特別交付税の交付決定額の日付というのは、いつだったんでしょうか。その1点だけ確認をしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 特別交付税の交付決定日でございますが、令和4年3月23日付
でございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） その金額が入ることによって、これだけの、非常にボリュームのある
補正予算が組まれたということですよ。23日が特別交付税の交付決定日。日にちがま
だあるわけですよ。これだけのボリュームの専決がなされたということに対して、や
っぱり何の審議もなく承認というふうなことになる、ちょっとという疑問もあるんで
ございますが、専決は本当に必要やむを得ない場合というふうなあれを、どういうふう
に考えたらいいのかなと私どもも思ってしまうのですが、その辺の考え方についても伺
います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほど石川議員のご質問にもお答えしたとおりなんです、例
年であれば、特別交付税なり県の各交付金額の確定による歳入の補正によりまして、専
決処分をさせていただいてきたところでありまして、今般、額的には特別交付税
の影響もありますが、国等の各交付金が結構伸びておりまして、それに伴いまして基金
の繰入れやら積立金の調整やら、それらも含めまして、あとは各事業の執行見込みが本
当に年度ぎりぎりというような形で見込んでおりまして、その予算の組み立て直しを
したところでありまして、年度末に差しかかったことによりまして、3月30日で専決
処分をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。
これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題と
いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、承認第6号別紙にてご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,362万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,382万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

なお、専決日は令和4年3月30日でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金801万9,000円の減。

1節普通交付金1,461万1,000円の減。

2節特別交付金659万2,000円の増。実績によるものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金60万5,000円の減。事務事業の確定によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金1,500万円の減。基金取崩し額の減額でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費483万7,000円の減額と、2項1目一般被保険者高額療養費160万円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。

4項1目出産育児一時金126万円の減額につきましては、確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目保健衛生普及費と2項1目の特定健康診査等事業費につきましては、財源の入替えでございます。

9款の予備費1,592万7,000円の減額につきましては、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、承認第7号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,962万7,000円としたものでございます。

第2条は地方債の補正についてで、第2表でご説明を申し上げます。

なお、専決日は令和4年3月30日としたものでございます。

次に、第2表、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正について。特定環境保全公共下水道事業債の限度額640万円から110万円を減額し、530万円とするものでございます。

次に、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金9万3,000円の減です。歳入歳出調整によるものでございます。

6款1項1目下水道事業債110万円の減です。国道4号水道管移設設計業務の完了により、事業費が確定したことにより補正するものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1 款 2 項 1 目公共下水道建設費 119 万 3,000 円の減です。12 節委託料の減額で国道 4 号水道管移設設計業務の完了に伴う補正となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、休憩をいたします。再開を 11 時 10 分といたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第 10、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、承認第 8 号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 128 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,553 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条は地方債の補正についてでございます。第 2 表でご説明を申し上げます。

なお、専決日は令和4年3月30日とするものでございます。

次に、第2表、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正についてでございます。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額910万円から180万円を減額し、730万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金22万円の減。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金74万円の増。

7款1項1目下水道事業債180万円の減。

歳入につきましては、それぞれ浄化槽設置基数、工事費の確定による補正となります。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項2目合併処理浄化槽建設費128万7,000円の減です。14節工事請負費の減額で、浄化槽の設置基数確定によるものです。

3款予備費7,000円の増につきましては、歳入歳出調整によるものです。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第11、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、承認第9号別紙にてご説明申し上げますので、1ページをお願いいたします。

令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,806万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

なお、専決日は令和4年3月30日でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料5万円の減。

2目普通徴収保険料21万円の増につきましては、実績によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金16万円の増額につきましては、実績によるものでございます。

以上ご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第31号 大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第31号、大衡村議会議員及び大衡村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしま

す。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは26ページ、新旧対照表については25ページをお開き願いたいと思います。

説明については、新旧対照表でご説明を申し上げます。

まず、大衡村議会議員及び大衡村長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。第4条でございますが、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続に係る部分でございます。第4条第1項第2号のアの部分でございますけれども、選挙運動用自動車の借入契約である場合にかかる金額、選挙運動用の借り上げる金額、1日当たりの金額の限度額を1万5,800円から1万6,100円に300円アップするものでございます。イといたしまして、選挙運動用自動車の燃料、借り上げた車に関する燃料の供給の単価でございますけれども、7,560円から7,700円に140円アップするものでございます。

続きまして、第8条でございます。第8条、選挙運動用ビラの作成の公費の支払いの関係でございます。ビラ1枚当たりの作成単価の関係でございますけれども、7円51銭から7円73銭に22銭のアップをするものでございます。

次のページ、27ページをお開き願いたいと思います。

第11条でございます。選挙運動用ポスターのポスター作成公費の支払いの関係でございます。これにつきましては、1枚当たりの作成単価でございますけれども、525円6銭から541円31銭に16円25銭アップするものでございます。あとは、作成のデザイン及び企画費の関係でございますけれども、15万5,250円から2,875円アップの15万8,125円とするものでございます。

議案書のほう26ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行いたしまして、同日以後その期日を告示される選挙について適用すると。具体的には、来年4月の村長選挙、村議会議員選挙のほうから適用されるという形になるものでございます。

この条例の改正の理由でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部の改正する法律の施行に伴うものでございまして、最近におけ

る物価の変動及び選挙等の執行状況等を考慮いたして、改正が行われたものでございまして、今般、村の条例も改正するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号 大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第32号、大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは28ページ、新旧対照表につきましては29ページをお開き願いたいと思います。

それでは、大衡村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。まず、第4条第4項の部分でございます。審査の申出に係る部分で、この4項の部分削除するものでございます。押印規定がございますので、押印規定の部分削除すると。あとは、その項の繰上げ等も行うものでございます。あとは、第7条第3項、第8条第5項、第8項、第9条第2項、第10条第2項、続きまして31ページ、第11条第1項の部分については、全て記名押印という部分がありますけれども、押印を削除するような形になるものでございます。

議案書28ページに戻っていただきます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。この条例の改正でございますけれども、令和3年度の税制改正大綱によるものでございまして、地方税関係書類における押印義務等の見直しに係る国の技術的な助言等を踏まえ、委員会

審査手続における押印規定の見直しを行ったものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第33号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第33号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案第33号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,384万7,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正で、第2表でご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正です。

1 件目が追加で災害復旧債でございます。こちらにつきましては、庁舎の災害復旧に充てるものでございまして、限度額が500万円でございます。

2 点目に変更でございます。消防債でございまして、補正前が130万円を補正後930万円を増額し、1,060万円とするものでございまして、海老沢地区の防火水槽に充当するものでございます。

次に、内容をご説明申し上げますので、事項別明細書の8ページをお開きいただき

いと思います。

補正の内容をご説明申し上げます。

まず、歳入です。

16款 1 項 2 目衛生費国庫負担金281万7,000円の増。コロナ 4 回目接種に係る負担金でございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金6,716万9,000円の増。こちらにつきましては、説明記載の 2 事業の交付金でございまして、1 点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,684万円、こちらの充当予定の内訳につきましては、1 点目が後ほど歳出で説明申し上げますが、村独自の生活安定給付金支給事業に5,700万円、児童館の入り口改修等事業に404万円、庁舎等の空気清浄機購入にかかります経費に420万円、庁舎内のウェブ会議用のノートパソコンに40万円、中学校のテレビ購入に86万円、生活用品支援事業、こちらにつきましては、コロナの濃厚接触者等への支援事業でございまして34万円でございます。

次、2 目民生費国庫補助金2,260万6,000円。こちらにつきましては、2 節の児童福祉費補助金から 5 節の緊急対策住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金補助金までの各種補助金でございます。

5 目消防費国庫補助金99万円の増。こちらにつきましては、消防団の活動服の更新事業に充てる補助金で 3 分の 1 補助でございます。

17款 2 項 4 目農林水産業費県補助金98万8,000円。こちらにつきましては、保全会の 1 組織追加によります補助金でございます。

18款 2 項 1 目不動産売払収入1,475万1,000円。先ほど専決処分でご説明申し上げました旧テニスコートの払下げ分につきましては、4 月19日契約の 4 月22日で売払い代金を収入済みでございます。

20款 2 項 7 目明神揚水機施設維持管理基金繰入金13万6,000円の増。

8 目赤水処理施設維持管理基金繰入金 9 万円の増。

23款 1 項 2 目消防債930万円の増につきましては、先ほど申し上げました海老沢地区の防火水槽に充当するもので、充当率100%で緊急防災・減災事業債でございます。

5 目災害復旧債500万円の増。こちらにつきましても、先ほど地方債の補正でご説明申し上げました庁舎等の災害復旧事業で、充当率100%の災害復旧事業債でございます。

次のページ、10ページお願いいたします。

歳出でございます。

なお、歳出の全般にわたりまして、人事異動によります人件費の説明につきましては割愛をさせていただきたいと存じます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11ページの17節備品購入費45万3,000円の増。こちらにつきましては、ウェブ会議用のノートパソコン代3台分でございます。

次に、5目財産管理費1,238万5,000円の増。こちらの主なものにつきましては、14節工事請負費910万円。こちらは、3月16日の地震による災害復旧でございます。

17節備品購入費326万9,000円につきましては、空気清浄機17台購入分でございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

10目諸費110万円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費防犯灯18基分でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費。こちらにつきましては、マイナポイント申請アシスト用のパソコンリース料でございます。

13ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費7,565万6,000円。こちらにつきましては、説明記載の6事業に係ります補正でございます。主なものにつきましては13ページの下の方、12節委託料143万円。こちらにつきましては、緊急対策に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業と子育て世帯生活支援特別給付金事業、こちらの2事業分に係りますシステム改修費でございます。

次のページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金7,420万円。こちらの1件目、2件目、3件目につきましては国の制度による事業でございます。4件目の生活安定給付金5,750万円につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、最近の物価高、原油高に伴います生活安定給付金として、村民1人当たり1万円を給付するものでございます。

3目老人福祉費108万6,000円の増。後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

5目福祉センター管理費151万3,000円の増。主なものにつきましては、17節備品購入費の144万5,000円。こちらにも空気清浄機ございまして、7台分でございます。

次に、15ページお願いします。

2項4目児童館費449万9,000円の増。こちら、10節需用費につきましては、自動水栓の取付工事でございます。あと、14節工事請負費438万3,000円につきましては、入り口

の改修工事で自動ドアに変更するものでございます。

5目児童保育費384万6,000円の増につきましては、18節負担金補助及び交付金で384万6,000円でございます。保育士等の収入3%程度引上げにかかります補助金でございます。

4款1項1目保健衛生総務費1,223万1,000円の増。こちらの主なものにつきまして、7節報償費6万3,000円につきましては、保健活動推進員の1名追加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目予防費284万7,000円の増。こちらにつきましては、主なものは12節委託料の416万8,000円で、コロナワクチンの4回目接種に係るものでございます。

5款1項3目農業振興費131万7,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金の131万7,000円で保全会新組織設立に伴うものでございます。

4目畜産振興費100万円。こちらにつきましては、説明記載の補助金でございます。

5目農地費1万円。こちらにつきましては、説明記載の吉田川流域国営土地改良事業促進協議会が令和4年3月設立に伴う負担金でございます。

6款1項1目商工総務費52万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2目商工振興費2万6,000円の増。こちらにつきましては、18節で黒川商工会への補助金の増額で大衡支部会員増に伴う増額補正でございます。

続きまして、7款1項1目から、飛びまして20ページの5項2目定住促進住宅管理費につきましては、人件費でございます。

8款1項2目非常備消防費304万5,000円の増。こちらにつきましては、歳入でご説明申し上げました消防団員の活動服更新事業でございます。

3目消防施設費938万9,000円の増につきましても、工事請負費で海老沢地区の防火水槽の設置工事でございます。

9款1項2目事務局費228万9,000円の増。

2項1目学校管理費247万8,000円の増につきましては、主なものは12節委託料の244万6,000円でADサーバー等の更新業務でございます。あと、17節の備品購入費につきましては、教務用のパソコン2台購入分でございます。

次の22ページをお願いいたします。

2目教育振興費19万9,000円の減。

3項1目学校管理費238万4,000円の増。

次のページの、2目教育振興費90万3,000円の減。

4項1目社会教育総務費。

次のページお願いいたします。

25ページの、10款1項3目明神揚水機維持管理費までは人件費でございます。

13款1項1目予備費221万4,000円の増につきましては、財源調整でございます。

なお、26ページに給与費明細書を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1番（小川克也君） 20ページの非常備消防総務費について伺います。消防団の設備、補助金を活用して活動服を購入するということですが、まずもって、今、活動服は必要なものなのか。今の活動服でも十分、服として機能發揮しています。また5月29日、総合水防演習ありましたが、村長も参加して議長も参加して、課長もその中に参加しておりました。いろいろな自治体、13ですか、参加したのが。その中でも大衡村の消防活動服、全然ほかと劣っていませんですし、大衡村より古い活動服を着ていた自治体もたくさんありました。その中で、補助金であるものの、活動服を変える必要があるのか、今必要なのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） この活動服の関係につきましては、135着。今回の要求ではですね。そして、前回買ったのはいつかと申し上げますと、平成25年に活動服は買っております。ですので、もう8年、9年たっていると。小川議員おっしゃるとおり、見た目については確かに大丈夫だという部分もあるかもしれませんが、8年もたっている部分もありますし、そういったいわゆる活動服については、ある程度のデザイン等も多分、小川議員、ほかの町村との関係を見るとオレンジの部分の視認性というんでしょうか、そこら辺の関係が大衡村は若干デザイン違っているというふうにご覧になったかと思えますけれども、そのデザインの関係も若干、今回新たにしたいということもございまして、一番いいのは補助も当然つくのと、今まで補助金もつかなかった部分もありますので、そういった部分で今回更新を考えたというところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 8年もたって、今デザインも変わってきておりますが、消防団として今必要なのは、課長も篤とご存じかと思いますが、かっぱが必要ではないのかなと思います。令和元年の10月、台風19号のときも、団員がみんなびしょ濡れになって土のう作りをした記憶もございます。大衡村の水害、大変少ない村ではありますが、水害時に備えて、この補助金、かっぱの購入に充てることができないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） かっぱですね。かっぱについても、この間の水防演習、各町村によっては何々町消防団という部分で、そろえている部分もあったのが議員お気づきだと思います。あと、うちのほうで用意したのは自主防災組織にお配りしていた雨がっぱのほうを、今回持ってきてもらったという形になっております。こちらのほう、一応活動服も消防の設備整備費補助金の部分で大丈夫ですが、雨がっぱのほうも、これは該当にはなるものでございます。高視認性の雨がっぱということで。一応、申請を受けて内定を受けている部分については、高視認性の活動服ということで内定を受けておりますし、来年以降、もしくは今年どうなるか分かりませんが、追加募集等々があれば、雨がっぱのほうも要求はしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 来年、かっぱ購入を考えているということですが、また水防演習に戻りますが、リハーサルがあったわけです。そのときに雨が降って、地区のかっぱを借りて参加をしたんですけれども、そのときに色がばらばらで、やっぱり消防団の方もちゅうちょして、これ着るのかやと。大変士気も下がってやる気をなくしておりました。活動服、購入するということですので、消防団が士気が上がるような、そういうデザインをしっかりと選んでいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 活動服については、当然士気が上がるような形の部分で、当然幹部会等々でご相談を申し上げながら決定したいというふうに思っております。かっぱのほう、確かに何々町消防団ということで統一されて、なかなか格好よかったというのは確かに分かりましたので、そこら辺については来年以降、財政局等々とも相談して考えたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 農業費について伺いたいと思います。歳出の17ページで、農業振興費の中で日本型直接支払制度の補助金、農地維持保全会が1地区分新たに設置、設立されるということですが、その詳細について伺いたいと思います。

あと、その下の畜産振興費、家畜排せつ物処理施設の補助金、こういった内容なものか、これも伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず1点目の、日本型直接支払制度補助金、保全会の関係でありますけれども、このたび、3月に衡中地区の保全会が設立されたことによりまして、衡中の保全会分の補助金ということで計上しているものでございまして、国から2分の1、県、村から4分の1という割合で支出をさせていただくものでございます。

それから、2件目の家畜排せつ物処理施設整備推進事業補助金でありますけれども、これにつきましては、平成11年に施行されました家畜排せつ物の管理の適正化及び推進に関する法律に基づきまして、村のほうで大衡村家畜排せつ物処理施設整備推進事業実施要領を定めまして、補助金を設けているものでございまして、このたび、家畜保健衛生所のほうから指摘等もありました畜産農家1件ございまして、このたび、その制度を利用して、堆肥盤、屋根敷設ということで、事業を検討しているということで申出があったものですから、それぞれ、村といたしまして上限50万円ずつの、事業費の3分の1以内で補助するという制度でございますので、今回、50万円・50万円ということで、上限の合わせまして100万円を計上させていただいているものでございます。

以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 保全会、衡中地区、新たに設立ということですが、今の現状の衡中地区ということの解釈なんでしょうか。それとも、衡中北とか東を含まない純然たる衡中地区なんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

あと、家畜排せつ物、確かにこれ過去にもあったんですよね。こういう制度あったんですが、今回新たに指摘されてこういう整備するということで、多分、久しぶりの事業実施かなと思います。それはいいです。

保全会のほうなんですけれども、これで多分、まだ未設置の地区もありますよね、たしか。その辺の今後の見込みと、各地区の保全会、それなりに事業活動なさっているわ

けですけれども、県のほうからも補助金、交付金支給されていますけれども、やっぱり活動状況というのは、実際、地区によっての差もあるような感じも受けるんですけれども、その辺どうなんでしょうか。多分、年度当初に補助金を受けても、最終的に実績報告で大分返還しているという地区もたしかあったと思うんですよね。ですので、その辺はやっぱり計画持って補助金を受けるわけですので、やっぱり、村としても各地区保全会のほうに、活動の執行について補助金に該当するような活動作業をやっていただくように、指導ということではないんでしょうけれども、村としてもそういった働きかけは必要ではないのかなと思うんですけれども、そういった取組はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、1つ目の衡中地区の関係でありますけれども、現在の衡中地区のエリアでございます。ですので、衡中東地区につきましては以前に設立されておりますので、衡中北地区の部分がないということと、あと、そのほかであれば駒場地区が現在ないということでありまして、いろいろお話はさせていただいておりますけれども、先日でありますと、駒場地区であればなかなか難しいというようなことで、区長、実行組合長からお話をいただいているところでございます。

また、2点目の活動のばらつきの関係でありますけれども、そういったことがあることも承知しております。例年、ここ数年、1地区返還が生じているような状況であります。なかなか、共同作業ということでもありますので、そういった人的な手当の面等々で十分に求められているものといいますか、こちらからお願いしたいことについても、なかなか達成できないという地区があります。ただ、ほかの地区においてはやりくりをさせていただいて、いろいろ、当然人的な労力を皆さん協力いただいで、なるべくといいますか、大体その当初の計画を達成していただいているというのが多いかなというふうに思います。それについては、県主催の研修会等の参加等も義務というか、そういったところも割り当てられているというか、そういったこともされておりますので、まほろばホールで開催になるんですけれども、そういったところに必ず参加していただくようにしておりますし、必ず、実績報告等で当課のほうにもお越しいただいて、いろいろ聞き取り等も行っておりますので、できるだけそういったものが有効に活用していただけるようなお話は、その都度させていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） やっぱり農家の方も、なかなか農作業をやるのは人手不足で大変という

ことがありますけども、農道なり用水用排水路の維持管理関係、やっぱり共同でもっての作業でやれば多分対象になるはずですので、個別じゃなくてですね。そういったことで、ぜひ有効に補助金活用できるように配っていただければなと思うんですよね。どうしても、今の時期特にそうですけれども、農地の草刈り等大変であります、個別にやるとなれば。ですので、いろんな活用の仕方あると思いますので、共同的に作業をやるような体制組んでいただいて、1地区でも補助金の最後に返還ということないような、そういった有効活用、村のほうからもぜひ働きかけをしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当然、そういった組織で地区の農地なり環境保全していただくということであれば、村の各種、直接村のほうで復旧とか、そういった改修等にしながらも助かるという部分もございますので、なおそういったところを、今後もさらに各保全会のほうにお話をさせていただきます、さらに有効に活用していただくように努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 何点かお伺いします。

まず11ページ、財産管理費の中の工事請負費910万円、これの説明では、庁舎の災害復旧というような説明を受けたと記憶しておりますけれども、その詳細をお知らせください。

それから、先ほど石川議員も質問されておりましたけれども、私も一つ関連で、地域型直接支払交付金の事業で、この事業というのは、たしか、ある程度5年を単位とするような事業ではなかったかと私記憶しているんですけれども、その辺の動き、そして、これは期限が何年かごとというか、ある程度5年ごとで事業して、割と新規で受け取るというのが少ないような記憶、イメージがあったんですけれども、その辺の今後の動きもちょっとお伺いしたいと思います。

それから、消防費の中の工事請負費、消防施設費、海老沢地区のほうに防火水槽を建設ということですが、今、海老沢地区、新たな区画整理、宅地分譲とかそういう形で進んでいて、消火栓で駄目だったのか、その辺の関連も含めて説明願いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 財産管理費の工事請負費でございますが、3月16日の地震によ

りまして、この議場を含めました、議場におきましてはこの天井部分の復旧と、あとは庁舎と平林会館のつなぎ目のエキスパンションジョイント部分の復旧、あとは平林会館の3階の天井のボードの復旧と、それが内容となっております。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 5年での見直しということでありまして、国のほうでも、その都度、毎年毎年、各保全組織の活動状況によりまして、いろいろ緩和されたり、逆に不正等が出ているというところもありまして、そういったところが規制されるということがあるとは把握しております。特には現時点での、なおさら、これからそういった高齢化とかがありますので、農地の保全は、より厳しくなってくるということでありまして、より拡大される方向になっていくのかなというふうには把握しております。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 海老沢地区の新設の防火水槽、既設の消火栓だけではうまくなかったのかという話だと思います。この水道管のほうが、持足のほうから来ているわけなんです、持足地区のほうから。そうしますと、既設の消火栓、仮に2か所使うとなると水圧がかなり下がってしまうという懸念というか、そういった部分があるそうでございます。ですので、既設の消火栓でエリア的には間に合いますけれども、消防のほうから、この開発のときに当たって黒川消防本部のほうから、海老沢地区開発に伴うときに消防水利、新たな防火水槽を設置してくださいというような感じの念書を書いていただければということで、今回、開発が早まったということもあって、新たな防火水槽を設置するものでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 先ほどの地域保全会、衡下地区もあるわけなんですけれども、設置されたときの記憶ですと、5年ごとに更新されるし、今やらないと間に合わなくなるというようなイメージがあって、早く設置してやったほうが良いというような、私は記憶があったものですから、今その質問をしたところでございます。高齢化が進んで、そういう農地管理、維持管理が大変であるという理由づけによって、今後、逆に拡大されるというような説明を受けたことによって、安心感が出たところでございますので、今後ともその辺の維持、あるいは拡大のほうの活動に推進していただきたいと思っております。

それから、海老沢地区の防火水槽のやつですけれども、2か所で水圧が低くなるということですが、その防火水槽に関連して、その水流はどこから、消火栓からやは

り事前に給水するのか、あるいは一般河川からするのか、そこら辺の動きと、管理はどのような形で進めていくのかをお伺いしたいと思います。

あと、この庁舎の補修、910万円という予算のようでございますけれども、昨日、おとといと鋭い指摘をいただきまして、この天井はそのくらいの予算で改修できるのかどうか、どの辺まで考えているのか、改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今度新設する防火水槽の水源というんでしょうか、水については、今のところ、衡下のセーフティタワーの水が2年に1回、毎年ですかね、入替えしなくちゃいけないという部分もありますので、セーフティタワーの水を防火水槽のほうへ入れたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほど、工事の箇所についてご説明申し上げましたこの議場につきましては、まず照明器具を全て取り替えるということと、あと天井材等の復旧を見込んでの概算見積りとなっております。あと、もしかすると工事の途中に、ここも直したほうがいいとかといった部分が出てくるかもしれませんが、その辺につきましては、状況を見ながら対応していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 改めて、その改修工事というか復旧工事は、今の企画財政課長の説明ですと、実際にやってみてどういう形になるかというのを改めて考える、検討するという回答のようですけれども、やはり本議会中にあのようなご指摘をいただいた以上、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

あと今、セーフティタワーのほうから2年に1回の、40トンですけれども、今のセーフティタワーの水はですね。それをどのような形で運ぶのか。それは、わざわざ運ぶのかどうなのか。逆に言うと、普通の用水路とか何かあそこら辺にもあるはずなので、それから自然流水で一応確保することも可能かと思うし、あるいは消火栓から直接、時間の余裕のあるときに補給しておけばいいんじゃないかなと思うんですけれども、わざわざセーフティタワーの水を交換するからといって、その水を運ぶという手間のほうが、かえって経費が高くなるんじゃないかと考えるんですけれども、改めてその辺の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご指摘いただいたとおりでございまして、ただ、今般の照明器具を取り替えるに当たりまして、せつかく足場をかけるということでございますので、将来的に今回の地震の復旧工事とは別に、庁舎全体の改修工事も予定しております。その際、この議場も対象となると思われまので、その際、また再度手をかけることのないような形で進めていければなというふうには感じておりまして、その辺も、工事発注後は対応していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 確かに担当のほうからは、セーフティタワーから水を持って行くという話は聞いたものですが、確かにおっしゃるとおり、経費が当然かからない一番安く済むような形で水は入れたいと思いますので、そこら辺については、もう一度再検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（細川運一君） ここで、休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前12時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ちょっと何点かお伺ひします。

まず、非常備消防、先ほど質問ありましたけれども、再度、その予算を取った経過、経緯についてお伺ひしたいと。

それから、保健推進員が1名増というふうな説明あったかと思ひますけれども、こちら、どのタイミングで1名増えて、どういう基準があつてというんですかね。その辺の経緯、経過などをお知らせいただければと思ひます。広報でシールを貼ったときの話かなと思ひますけれども、あのシールで訂正されたときに、ときわ台の方の名前が2つあつたので、それが間違いで貼ったのも間違いかなんていうふうに勘違いもしましたので、その辺についても伺えればなと思ひます。

それから、ウェブ会議用のパソコンを増やしているようですけれども、必要なことは分かりますし、今、このタブレットでもそういう会議もできるようになっている中で、増やさなければいけなくなつた事情と伺ひますか、その辺伺えればと思ひます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、非常備消防費の活動服とパソコンの関係ですかね。

まず、非常備消防費の活動服の導入経緯というのは、小川克也議員にも答弁したとおりでございますけれども、平成25年度に購入して8年ぐらいたっている部分があったと。そして、そのときはまるっきり全部単費、一般単独で購入した経緯があると。今般、消防団設備整備費補助金というのがございまして、今まで、例えばAEDですとかチェンソー、投光器、発電機等々の資機材は補助対象資機材だったんですが、今年度から、例えばドローンですとか高性能防火衣、あと高視認性活動服、これが今年度から補助対象のメニューに加わったと。先ほど言ったとおり、雨がっぱのほうもメニューに加わったということもあって、あとは補助率3分の1ではありますけれども、地方負担分の3分の2に特別交付税措置もあるということもありまして、今般導入したいというふうに考えて、当初では当然間に合わなかったのが、今般の補正に計上したというような経緯でございます。

あと、パソコンの3台分、地方創生臨時交付金で導入するわけですが、当然タブレットでもウェブ会議はできます。できますが、これ問題になったというわけではないんですけども、いわゆる職員採用の関係と宮城大学とのオンラインで、職員採用の関係のウェブ会議があったんですね。ウェブ会議で各市町村が集まって、6市町村ぐらいたったと思うんですけども。そのとき、一方方向、ウェブ会議で相手のほうはできるんですけども、こちらのほうでパワーポイントを操作してくださいというような経緯があったんですね。パワーポイントを操作して、当然双方向でやり取りするというような。このタブレットには残念ながらそういった部分がないので、今般、台数3台の部分で、双方向でパワーポイント等々も操作できるようなパソコンを、ウェブ会議用のパソコンを導入したいというふうに思って、今般、3台を導入したという経緯でございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 保健活動推進員の謝礼の増額の関係でございますが、ときわ台地区が1名増員になっておりまして、当初予算計上の際には、まだそういったのが確定になっていない状態でございます。区のほうに、いわゆる推薦とかする段階になって、児童数とかの増加等を考慮した結果、ときわ台地区を1名増員ということにしたものでございます。

あと、広報誌のシールを貼った関係は、ときわ台地区の増員に関わるものでシールを貼ったわけではなくて、別の地区の保健活動推進員の情報が間違っていたために、シールを貼らせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） まず、消防の件は納得はしているんですけども、その経緯というところで行くと、幹部会なり団長、副団長なり、そういった方々との打合せ、すり合わせみたいなのはあったのかなというふうな部分と、令和4年度予算ですよ。令和4年度予算だから、もう終わっているのかな。だから、ちょっと情報が遅いかな、決めるのにわたわた決まったのかなというふうな感覚があります。それで、かっぱの件に関しては小川議員もおっしゃっていましたが、あの演習の際に各分団長に、参加者は雨天の場合もあるので、各地区に同じかっぱが用意されているのでお借りしてくださいというふうなメールが来ました。いざ、雨が降って着てみたらみんな色が違うんだと、何だこれはというふうに思いました。私、総務課で直接のお話も聞きましたけれども、ばらばらのかっぱよりも、各地区に同じものを行っているから区長にお借りしていただきたいんというふうな話だったのに、色が違う、これ総務課で揃えているんですよ、把握していなかったんですかねというのが、非常に残念なところです。わざわざ区長にお願いして地区のものを借りたのに、そんな結果だったんだということで、そこら辺の管理というんですかね、把握、どうなっているのかなというふうに思った次第です。

それから、保健推進員の訂正シールを貼ったとかというところは、訂正シールが貼られていて、ときわ台が2つあったから、その辺で間違いだったのかな、貼ったのも間違ったのかなと思いましたということで、当然、誰かの名前が間違っていたんでしょう、それは分かります。ただ、児童数が増えたとか、それで増員するのは当然のことなんですけれども、それに対する明確な基準、人数の基準というんですか、そういったものがあるのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず、活動服の関係でございますけれども、団長、副団長、幹部会に諮ったのかという部分でありますけれども、当然、幹部会のほうにはこれからお話しするという部分でありますし、団長、副団長のほうには、買いますというような正式なお話はしておりません。ちょっと買いたいという話はさせていただきましたが、買いたいというようなお話まではしていないと。これから、幹部会等々である程度決定してい

きたいというふうには思っているところでございます。

あと、かっぱの件でございます。かっぱの件については、多分こちらの伝え方が本当にまずかったんだろうなというふうに思っております。当然、同じものと言えば、色と形状が全て同じというのが、当然、皆さんそのように思うわけですね。ですので、色も何色でしたか、多分4色ぐらいだったかと思います。4色ぐらいの色があったかと思っておりますので、こちらの伝え方のミスがあったというのは大変まずかったなというふうに思いますし、おわびしたいと思っております。申し訳ございません。そういった形でありますので、来年以降、雨がっぱについてもこの補助事業を使えますので、先ほども答弁したとおり、財政当局等々とも相談して導入できるかどうか、その際には、幹部会等々で諮りながら考えたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 保健活動推進員の増員に対して、私、児童数の増加ということで答弁させていただきましたが、例えば、児童数が何人以上だから1名増やすとかという明確な規定はございません。地区で活動していただく推進員でございますので、今まで活動していただいている保健活動推進員等、あとは地区の区長等と相談しながら、人数、どうしても1人では、ときわ台からときわ台南も増えたことですし、厳しいというようなご意見いただきましたので、今回1名の増員ということにさせていただきました。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 消防団の備品に関しては、配慮していただいているので、文句あるわけではないんですけれども、どうせ作るなら、作った途端時代遅れだと言われないように、きちんとした規程なり情報を得て作成願いたいと思います。それと、今、当然地元だけではなくて近隣に手助けというんですか、そういうところに行ったり、県内の集まりがあったりというふうなところでは、やはり、どこに、どこの町の人がいるのかということが分からないと、非常に危険なんだということも言っていました、消防署の方が。大和町あたりは「宮城大和」というふうに背中に入っているそうです、漢字で。それで行けば、宮城の方が来てくれたとか、大和町どこにいるとか。大衡村も、ローマ字だと、そういうときに分かりにくいというふうなこともあるそうです。その辺も、私が言ったからこういうふうになったとなっても困るので、皆さんと相談しながら、今後、消防団に入りたいと思えるような制服のデザインというか、形状にしていいただければと思いま

す。

それから、推進員の件に関しては分かりました。各地区での事情に応じて対応できるというふうな認識でよろしいですね。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 佐々木議員おっしゃるとおり、ほかに行っても大衡村消防団だというふうに分かるような形のデザインも、何かちょっと示した上で決定したいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議員おっしゃるとおりでございます。保健活動が推進に進むように、地区と相談していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 11ページの財産管理費の中の17節備品購入費。これ、空気清浄機という形で説明があったと思います。あと、14ページの福祉センター管理費。これも備品購入、多分、空気清浄機という説明だったと思いますけれども、改めて、台数と財源についてお尋ねしたいと思います。あともう一つは、14ページ、生活安定給付金。物価原油高に伴い、村民1人当たり1万円というような説明だと思えます。財源についてお尋ねします。また、備品購入の空気清浄機についても、財源についてお尋ねしたいと思えます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、備品購入費の空気清浄機、こちらにつきましては、財産管理費と福祉センター費、共に地方創生臨時交付金でございます。財産管理費の計上しております台数ですけれども、庁舎を含めて公共的施設合わせまして、17台分でございます。福祉センター費の空気清浄機につきましては、7台となっております。

議長（細川運一君） 生活安定給付金の財源については。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 生活安定給付金の財源につきましては、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 財源について、あと台数について伺ったところです。それで、空気清浄機、こちら17台と7台ということですが、ウイズコロナの時代になって今買うのかなという部分で、もう少し早くあってもよかったのかなという気持ちもするんです。

けれども、そんな中で、大体計算すると1台20万円ぐらいのものになるのかなと、暗算があまりよくないので分からないところなんです、20万円ぐらいかな。性能的にはどういふもので、広さ的にどういふ対応になるのかなという部分を、ちょっと聞きたいと思います。

あと、生活安定給付金ですね。こちら地方創生のほうの財源だということなんですけれども、基準日ですね。1人に1万円ということで基準日というか、村民であるということでの基準日というのはいつになるものなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の空気清浄機の件でございますが、議員ご指摘のとおり、もう少し早めというようなことも当然でございます。しかしながら、このコロナ禍の中で、今般の福祉センターにおいては、人事異動によってコロナ対策室が1つの事務室に職員が集まったということもあって、換気もしながらということでございますので、今般想定しておりますのは、医療機関等で設置しておりますウイルス等を99.9%除去するものと考えてございます。それで、その台数につきましては面積等によりますので、例えば平林会館3階では、大きい部屋であれば大きいタイプのもので、小さい会議室等であれば小さいものを想定しております、台数の設定をしたものでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 給付金の基準日につきましては、令和4年6月1日現在というふうにご考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） まず、生活安定給付金、6月1日基準日ということでありましてけれども、この頃テレビで騒がれています給付金の誤った振込、そういうものがないように注意していただいて、まず、大衡村の役場の職員の方々には優秀な方々だと思うので、こういうことはないとは思いますが、やはり注意を払うということは、まず大事なことだと思いますので、その辺についても、やはり気をつけていただきたいなと思うことと、あと、おとといの一般質問で村長がPRするのが苦手というようなこともありましたけれども、やはり1人1万円を給付するということが、まずこの辺でもないことかなと思いますので、ぜひそういうようなPRはしていただきたい。また、一般質問のことも次には新聞に載ってましたので、やはり、今日このことが決まったならば、あしたには載るのかなという期待するところです。

また、空気清浄機についてですけれども、庁舎と福祉センター、私がちょっと分からなかったのかもしれませんが、学校関係とか図書室、児童館、こういうところはどうなっているものだったのか、やはり、そっちのほうも空気清浄機は必要ではないのかなと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） こちらの給付金につきましては、原油高、物価高騰に伴う様々な経済的負担の緩和ということで実施しようとしておる給付金事業でございます。大衡村につきましては、横の連携を図りながら、プッシュ型で振込のほうをさせていただきたいと考えてございます。なお、チェックにつきましては、担当課であります住民生活課でのチェック、それから会計室でのチェックというふうに、段階を踏んで確認をして進めさせていただきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさんの質問の中で、PRという、事業の広報ということの観点の質問ございましたので、その点についてお願いします。

住民生活課長（早坂紀美江君） 失礼いたしました。今回の、こちらの補正予算お認めいただきましたら、早速、その件につきましては周知を図っていききたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 空気清浄機につきましては、現在のところ、夏場、冬場かわらず常に換気もしなくてはならないということで、今般、導入を検討したところでございまして、まず、庁舎と公民館と、先ほどお話ししました福祉センターも含めての公共施設、あとは、図書室というお話でありましたけれども、そちらにも多目的施設ということで予定してございます。学校につきましては、多分、空気清浄機は私の認識ですとあったというふうに思ひまして、今回このように計上させていただいたものでございませぬ。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 生活給付金の件であります、1人1万円の現金払い。現金払いというのはおかしいんですが、ほか、よそではいろいろやるようなところもあるようですけれども、商品券、地域活性のための割増し商品券などと組み合わせてやるような、そんなところも見られました。情報として入ってきましたけれども。大衡村にとっては、商品券等々よりも直接現金で、使い勝手のよい、そういったものが喜ばれるんではないのか

なということで、現金で給付することになりました。それを、いち早くマスコミなりなんなりにというのは、私は、先日の小川議員からのお話のやり取りの中で、何ていうのかな、大衡村はこういうふうにやっているんだというようなPR的な、そういうのはあんまり私は好きではない、実際はですよ。でもやっぱり、大衡村は金あるからそんなことできるんだろうかと、今度はそういうふうにも辺りの皆さんからも言われますし、いろいろあるものですから。でも、これは今日お認めいただければ、マスコミにそういった情報を提供する、これは当然のことです。ですので、皆さんどのように思われるか分かりませんが、ぜひご賛同いただければと。こんなふうに思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第34号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第34号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 議案第34号の説明に入ります前に、一部訂正をお願いいたします。タブレットのほうのデータは正しいのですが、お配りしている紙ベースのほうでございます。7ページの歳出でございますが、冒頭の第1款総務費第2項総務管理費となっておりますが、正しくは、第1款総務費第1項総務管理費でございます。第2項となっているものを第1項にご訂正願います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第34号別紙、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,563万1,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項7目その他補助金交付金21万9,000円の増。システム改修費補助金で補助率3分の2でございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金161万2,000円の増。職員給与費及び事務費分の一般会計からの繰入金でございます。

7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費183万1,000円の増。2節から4節は、4月1日付の人事異動による人件費分の補正でございます。12節委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費による増額でございます。

8ページは、給与費明細書でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第35号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第35号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 議案第35号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,777万4,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金52万6,000円の減。人事異動に伴う人件費相当分の減額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費60万6,000円の減。歳入でご説明申し上げました人事異動に伴う職員人件費分の減額でございます。

4款1項1目予備費8万円の増でございますが、財源調整でございます。

8ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第36号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第36号、令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第36号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は総則についてでございます。令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は資本的支出について定めたものでございます。

予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金2,342万8,000円を、過年度損益勘定留保資金3,042万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的支出の第1款資本的支出3億5,822万4,000円に700万円を追加し、3億6,522万4,000円とするものでございます。

内容につきまして、3ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

資本的支出の第1款1項2目配水設備拡張費の2節委託料700万円を追加するものでございます。こちらにつきましては、県道石巻鹿島台色麻線の駒場地区内の歩道整備に伴いまして、水道管が支障となることから、移設設計を行うための委託料を補正するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 報告第1号 令和3年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（細川運一君） 日程第18、報告第1号、令和3年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書は33ページになります。

報告第1号、令和3年度大衡村一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

令和3年度大衡村一般会計補正予算（第9号及び専決第5号）の繰越明許費は、別紙のとおり繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

内容につきましては、34ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号別紙でございます。今般、令和3年度から令和4年度に繰越したものは、記載の9件の事業になります。

1件目がマイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化に伴うシステム改修業務で、翌年度繰越額が264万円でございます。工期は令和4年12月31日でございます。

2件目が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業20万円ございまして、令和3年度から令和4年度に繰越したのは2世帯分を想定しておりましたが、実質的に令和4年度への実績がなかったということでございます。

3件目は海老沢線外2改良舗装事業で、7,301万円が繰越額でございます。財源内訳でございますが、国県支出金として3,730万1,000円。こちらの財源につきましては、社会資本総合整備交付金、いわゆる社総交でございまして、工期は令和4年10月31日を予定してございます。

4件目が榎田戸口線舗装補修事業、繰越額が4,950万円、国県支出金が2,450万円、地方債も同額でございまして、こちらにつきましては事業を完了してございます。

5件目が竹ノ内蒜袋線交差点改良事業、繰越額が5,179万9,000円で、国県支出金が2,589万9,000円、地方債が2,590万円ございまして、工期は令和4年6月30日を予定してございます。

6件目、平林線改良事業、繰越額が353万7,000円。国県支出金が189万円で、こちらも工期は令和4年6月30日でございます。

7件目が橋梁維持補修事業、307万2,000円。国県支出金が136万9,000円で、こちらも社総交でございまして、工期は令和4年6月30日を予定してございます。

8件目が北四番町大衡線街路事業。こちらは県に対する負担金でございまして、繰越額が1,080万円、財源内訳は地方債が970万円、一般財源が110万円となっております。

最後の9件目が公園維持管理事業、繰越額が3,300万円。国県支出金が1,500万円、地方債も同額の1,500万円、一般財源が300万円となっております。工期は令和4年7月29日を予定してございます。

以上9件分、ご報告申し上げます。

議長（細川運一君） 以上で報告を終わります。

日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち調査中の事件についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和4年第2回大衡村議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

午後1時40分 閉 会